

浜 広 介 第 703 号

平成 28 年 2 月 23 日

短期入所生活介護事業所
短期入所療養介護事業所
小規模多機能型居宅介護事業所
看護小規模多機能型居宅介護事業所
福祉用具貸与事業所
居宅介護支援事業所
介護予防支援事業所 管理者 様

浜田地区広域行政組合

管理者 久保田 章 市

介護保険における適切な福祉用具貸与について

平素より、介護保険業務に対しご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、介護保険における福祉用具貸与については、居宅において利用者の日常生活上の便宜を図り、介護者の負担の軽減を図るものとされているところです。

しかしながら、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所(以下「事業所」という。)が行う短期入所サービスの長期継続利用者が使用する福祉用具について、当該事業所が備えるべきであるにもかかわらず、利用者に福祉用具貸与により準備させるなどの不適切な事例が散見されています。

つきましては、下記のことにご留意の上、運営基準を遵守した適切なサービス提供に努めていただきますようお願いいたします。

記

1 事業所における福祉用具の使用について

短期入所サービスで使用する全ての福祉用具は、基本的に事業所が用意すべきものであり、その費用は介護報酬に包括されているものと考えます。

よって、利用者が居宅において使用する目的で貸与した福祉用具を、事業所で使用させることはできません。また、短期入所サービスの長期継続利用者が、事業所のみで使用するために福祉用具を貸与することも認められません。

2 短期入所サービスと福祉用具貸与の関係について

「短期入所サービスの利用中であっても福祉用具貸与費の算定は認められる」とされています。

このことは、短期入所サービスの利用月に居宅での生活があることが前提であり、1月以内の短い間に福祉用具を一度返却し、退所後に再度搬入することが非常に不合理であるということから、認められているものと考えます。よって、短期入所サービスの利用期間が継続して1月を超えるような長期利用の場合は、前述の理由には該当しないことから、短期入所サービスの利用中に福祉用具貸与費の算定をすることは認められません。

3 特別な事情により持ち込みを認める場合について

利用者固有の障害等により、事業所が用意している福祉用具では、利用者にとって支障となる場合には、特別な福祉用具での対応が必要なることが考えられます。

本来であれば、これについても事業所が用意すべきものですが、利用者が居宅において使用する目的で貸与した特別な福祉用具がある場合は、その物をその月に限り事業所に持ち込み、使用することは差し支えないものと考えます。

しかし、居宅での生活がない短期入所サービスの長期継続利用者については、居宅で使用する目的で福祉用具貸与ができないことから、利用者負担を求めることなく事業所が調達することとなります。

ただし、事業所が適応する福祉用具を用意しているにもかかわらず、利用者の要望により自己負担でレンタルする場合は、この限りではありません。

4 その他

別紙に根拠となる法令等を記載していますのでご確認ください。

なお、今回の通知の内容を確認した際に、誤った算定がある場合には連絡をいただきますようお願いします。

【問い合わせ先】

〒697-0016 浜田市野原町 859-1

浜田地区広域行政組合

介護保険課 給付係

TEL (0855) 25-1520

FAX (0855) 25-1506

介護保険法

福祉用具貸与について

第 8 条第 12 項

この法律において「福祉用具貸与」とは、居宅要介護者について福祉用具（心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものをいう。）のうち厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる貸与をいう。

第 8 条の 2 第 10 項

この法律において「介護予防福祉用具貸与」とは、居宅要支援者について福祉用具のうちその介護予防に資するものとして厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる貸与をいう。

※ 居宅要介護者・居宅要支援者とは、

要介護者・要支援者であって、居宅（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホームにおける居室を含む。）において介護を受けるもの。
（法第 8 条第 2 項・法第 8 条の 2 第 2 項）

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準

福祉用具貸与について

（基本方針）

第 193 条（抄）

指定居宅サービスに該当する福祉用具貸与の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。

短期入所生活介護について（短期入所療養介護共通）

（設備及び備品等）

第 124 条第 3 項（抄）

指定短期入所生活介護事業所には、基準に掲げる設備を設けるとともに、指定短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

小規模多機能型居宅介護について（看護小規模多機能型居宅介護共通）

（設備及び備品等）

第 67 条第 1 項

指定小規模多機能型居宅介護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

（設備及び備品等）

第 175 条第 1 項（看護小規模多機能型居宅介護）

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準

居宅介護支援について

（基本方針）

第 1 条の 2 第 1 項

指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準

介護予防支援について

（趣旨）

第 1 条の 2 第 1 項

指定介護予防支援の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

※ 上記の法令等をご確認の上、短期入所サービスの利用月に福祉用具貸与費を算定する場合には、居宅介護支援事業者と短期入所サービス事業者が連携を図り、不適切な福祉用具貸与費の算定とならないようにしてください。